

※重要な内容のため、部員全員の確認をお願いします。

(新入生歓迎会(新歓)に関する情報も含まれます。)

令和 5年 3月15日

各種学生団体及び所属学生、新歓担当者 各位

学友会副会長
新入生歓迎会会長
理事・副学長(教育・学生支援担当)

東北大学行動指針(BCP)変更に伴う4月からの課外活動について(通知)

日頃、新型コロナウイルス感染防止対策にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

ご存じと思いますが、政府の方針により、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5月8日(月)から感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとし、「5類感染症」に位置づけられることになりました。

このことに伴い、政府が実施してきた各種の政策や措置の見直しがされており、マスク着用の考え方の見直しが3月13日(月)から適用され、次いで学校(大学を含む。)におけるマスク着用の考え方の見直しは4月1日(土)から適用されます。

については、4月からの課外活動の取り扱いは、下記のとおりとしますので、部員に周知願います。引き続き、本学が実施する課外活動の管理運営に対するご理解とご協力をお願いします。

記

1. 新型コロナウイルス感染拡大防止のための東北大学の行動指針(BCP)等について

(1) 4月1日(土)以降、「BCPレベル0(ゼロ)」となります。

※感染が流行した場合は、「BCPレベル1～4」に変更となります。

(2) 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策に係る東北大学課外活動ガイドラインに記載する感染防止対策については、BCPレベルで0は適用せず、BCPレベル1以上へ変更した場合に再適用となります。

2. マスクの着用について

(1) 部員個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることが無いようにしてください。つまり、感染の不安を感じる部員に対し、マスク不着用を強要しないでください。

(2) 症状(発熱、咳、息苦しさ、倦怠感など)がある者、新型コロナウイルス感染症の検査陽性の者、同居家族に陽性者がいる者は、周囲の者に感染を広げないため、外出を控えるとともに通院等のやむを得ず外出する場合は、人込みを避け、マスクを着用願います。

- (3) 感染が急拡大の場合は、一時的にマスク着用を求めることがあり得ますので、ご了承願います。
- (4) 高齢者等の重症化リスクの高い者への感染を防止するため、以下の場合は、マスク着用を推奨します。

- ①医療機関を受診する場合
- ②ボランティア活動等の高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問する場合
- ③遠征時等の混雑した電車やバスに乗車する場合

3. 学生団体内で感染者が発生した場合、陽性者への対応等について

- (1) 学生団体内で同時期に複数名の感染者が発生した場合は、速やかに学生支援課活動支援係に報告願います。学生団体内の感染拡大防止を図るため、これまで通りに活動自粛を依頼する場合がありますので、ご了承願います。

※1人目の感染者の場合は、同係への報告は不要です。体調不良時には課外活動を自粛し、速やかな医療機関への受診を推奨します。

- (2) 4月1日以降のマスク着用の見直しに伴い、濃厚接触者の特定及び管理（濃厚接触者の指定及び報告、5日間の自宅待機）は終了します。ただし、陽性者の同居家族の場合は、保健所により濃厚接触者として自宅待機要請の対象となっておりますので、保健所の対応に従っていただくこととなります。

- (3) 5月8日（月）以降に学内の対応で変更がある場合は、改めて案内します。

4. 行事実施届の提出について

これまで競技大会参加や演奏会等のイベント参加等の場合、感染防止対策を記載した「【大会参加用】団体活動再開時の活動計画書」を提出いただいておりますが、4月1日（土）以降は、BCPレベル0の場合は行事実施届の提出となり、届出様式はGoogle Formに掲載しております。

なお、行事実施届等の提出概要は以下のとおりとなりますので、ご協力願います。

(1) 行事実施届の提出例

競技大会参加、演奏会等のイベント参加、遠征、他大学等との合同練習や試合等

(2) 競技大会参加や演奏会等のイベント参加等における大学への提出方法

BCP レベル	大学への提出内容	提出時期等
0	行事実施届	事前届出（7日前まで）
1	【大会参加用】団体活動再開時の活動計画書	事前届出
2～4	【大会参加用】団体活動再開時の活動計画書	事前申請（7日前まで） 後、大学で審査許可

※Google Form URL : <https://forms.gle/sLyZgdKaQurQiZUM7>

5. 課外活動施設（部室を含む。）の利用について

- (1) 21時まで通常どおり利用可能であり、現在と同様の利用方法（予約方法）となります。
- (2) 大会参加直前等の理由で部室の利用を延長したい場合は、延長理由を記載した要望書（様式任意）を学生支援課活動支援係へ提出願います。

6. 更衣室及びシャワー室の利用について

- (1) 令和3年9月21日付「新型コロナウイルス感染症に伴う更衣室の利用について」及び出入口扉掲示の運用を終了します。
- (2) 川内体育館及び川内アリーナの更衣室については、授業での運用に伴い、2室を女性用の利用としておりましたが、男性用1室、女性用1室に戻します。

7. 合宿や大会出場等の遠征時における同室での複数人宿泊について

1人1室利用を原則としておりましたが、今後、同室内での複数人による宿泊を可能とします。

8. 競技中等での対応について

- (1) 競技（イベント）会場及び競技連盟の感染対策ガイドラインが制定されている場合は、そちらを優先して遵守してください。
- (2) 全国七大学総合体育大会（七大戦）については、「全国七大学総合体育大会感染症対策ガイドライン」を定めておりますので、主管校（東京大学）の指示に従ってください。
- (3) ステージ上での以下の規制を解除します。
 - ①演奏や合唱、発声時のステージから客席まで5m以上離す。
 - ②ステージ上での部員同士の間隔を可能な限り空ける。
 - ③パフォーマンスを実施する部員における5日前からの体温等の体調管理記録

9. 新入生歓迎会（新歓）活動について

令和5年度の新歓活動については、2月27日（月）に「新入生歓迎会（新歓）実施にあたっての留意事項について」において、学生団体代表者及び新歓担当者宛に通知しておりますが、飲食を伴う勧誘やイベントについては、実施しないようにお願いします。

（抜粋 新入生歓迎会（新歓）実施にあたっての留意事項について）

3. 注意事項及び連絡事項について

- (4) 飲食を伴う勧誘やイベントについては、以下のとおりとする。
 - ①キャンパス内での飲食を伴う勧誘やイベントは実施しないこと。
 - ②キャンパス外であっても、飲食店や個人宅を含め、飲食を伴う勧誘やイベントは実施しないこと。①及び②の理由は③のとおりである。
 - ③入学式前に全国から仙台に新1年生が引越し、感染が広がる可能性の高い時期です。また、大学生活や仙台での生活に不慣れな新1年生が入学早々に感染すると、スタート間もなく通学できないことになり、オリエンテーションへの出席不可や初回の講義に出席できない等、様々な不利益を被ることになります。社会の規制緩和はありますが、特に新1年生には、通学必須の時期であると考えており、感染のリスクを最小限とする必要があります。

10. 基本的な感染防止対策について

マスク着用の考え方の見直し後においても、基本的な感染防止対策は重要であり、引き続き、「換気」、「人と人との距離」、「3密の回避」、「手洗い、手指消毒等」を推奨いたします。

（担 当）

学生支援課活動支援係

連絡先 022-795-3983

メールアドレス sta-kagai@grp.tohoku.ac.jp